

令和7年長審第10号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 2
職 名 A甲板員
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和6年9月10日10時00分
長崎県中通島北部東岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 24.19メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 809キロワット

3 事実の経過

Aは、令和2年5月に進水した中型まき網漁業に運搬船として従事する、バウスタスタを備えたFRP製漁船で、船体中央部後方寄りに操舵室を配し、同室前部にレーダー2台、GPSプロッター、自動操舵装置、機関遠隔操縦レバー、舵輪等を装備し、舵輪後方に操縦席及び同席後方にベッドを設け、船長a1及びa2受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、同6年9月10日07時50分長崎県神崎漁港を発し、中通島西方沖合の漁場に向かった。

a1船長は、各レーダーを1.5海里レンジ及び0.75海里レンジとし、GPSプロッターを1.5海里レンジとしてそれぞれ作動させながら単独の操船に当たり、長崎県平戸島東方沖合で、昇橋したa2受審人に操船を引き継ぎ、操縦席後方のベッドでカーテンを閉めて仮眠を始めた。

a2受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たりながら平戸島南方沖合に至り、GPSプロッターのレンジを12海里レンジに切り替え、08時44分半僅か過ぎ津和崎灯台から088.5度（真方位、以下同じ。）13.9海里の地点で、針路を268度に定めて自動操舵とし、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a2受審人は、朝食の弁当を食べ終えたのち、中通島東方沖合に至り、09時47分少し前津和崎灯台から092度2.5海里の地点で、GPSプロッターにより同島北部東岸に近づいたことを認め、同プロッターのレンジを1.5海里に切り替え、針路を263度に転じて続航した。

a2受審人は、09時50分津和崎灯台から094.5度1.9海里

の地点に達したとき、穏やかな天気であり、周囲に航行の妨げとなる船舶を見掛けなかったことから、気の緩みが生じて眠気を催したが、漁場付近水域に至れば船長と操船を交替予定なので、交替までは眠気を我慢することができるものと思い、操縦席から立ち上がり手動操舵に切り替えて操船に当たったり外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 2 受審人は、同じ姿勢で操船に当たるうち、いつしか居眠りに陥り、中通島北部東岸に向首進行し、10時00分津和崎灯台から164度720メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同島北部東岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

a 1 船長は、衝撃を感じて操舵室前部に赴き、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、球状船首に破口等を、推進器翼及び推進器軸に曲損を生じたが、来援した僚船によって長崎県臼浦港に引き付けられ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、中通島西方沖合の漁場に向け、同島東方沖合を航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、中通島北部東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 2 受審人は、中通島西方沖合の漁場に向け、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、同島東方沖合を自動操舵として航行中、周囲に航行の妨げとなる船舶を見掛けなかったことから、気の緩みが生じて眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、操縦席から立ち上が

り手動操舵に切り替えて操船に当たったり外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、漁場付近水域に至れば船長と操船を交替予定なので、交替までは眠気を我慢することができるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、中通島北部東岸に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文